

平成 16 年度

第 7 回 新南陽地区地域審議会会議録

日時：平成 16 年 8 月 25 日

場所：周南市新南陽総合支所 3 階第 3 応接室

平成16年度第7回新南陽地区地域審議会 会議録

1. 開催日時 平成16年8月25日(水)
開 会：午後2時00分
閉 会：午後4時10分
2. 開催場所 周南市新南陽総合支所 3階第3応接室
3. 出席委員 (1)菊 地 光 雄
(2)志 賀 武 男
(3)伊 藤 禎 亮
(4)原 田 常 代
(5)浅 海 道 子
(6)赤 星 公 平
(7)山 本 正 之
(8)田 中 靖 士
(9)角 成 明
4. 欠席委員 (1)藤 井 道
(2)林 保 男
(3)中 村 直 子
(4)中 山 哲 男
(5)長 嶺 平 治
(6)橋 本 忠 典
5. 出席職員 新南陽総合支所長 田 村 俊 雄
地域振興課長 坪 井 博 祐
地域振興課 担当 石 川 求 久
同 担当 中 田 憲 利
6. 会議次第 別紙のとおり
7. 会議経過 別紙のとおり

平成16年度 第7回新南陽地区地域審議会

平成16年8月25日 14時00分～ 周南市新南陽総合支所 3階第3応接室
--

～ 会 議 次 第 ～

1. 開 会

2. 議 事

(1) 審議委員より提出された質問書に対する回答

(2) 今後の意見具申の方法、内容について

(3) 次回の開催日程について

3. 閉 会

【 会 議 経 過 】

1. 開会

2. 議事

(1) 審議委員より提出のあった質問書に対する回答

会 長： 今日出席者が9名ということですが、過半数に達しており会議は成立いたしておりますので地域審議会を始めさせていただきます。

今日の予定ですが、前回皆さんの意見をお伺いし、意見具申については総合計画の内容を逐一取り上げ、それに対して意見を述べるというのではなく、地域審議会の本来の目的にそった形で行うということで皆さんの了解をいただきました。

意見具申の内容につきましては口頭ではなく書面にてご提出いただけるようお願いいたしまして、本日数名の方より提出をいただいております。

具体的に地域審議会で行い上げるべき内容については、それぞれの委員の方の立場で視点も異なり、今日全てを抽出して整理することは不可能ですので、地域審議会として意見具申を行うべき項目を各自提出していただき、それに基づいて私の方で整理をした上で、再度皆さんに諮るという形の方がスムーズに審議が進むのではないかと考えております。

これにつきましても皆さんで異論がありましたら意見をいただきたいと思います。

審議に入る前に、委員の方から地域審議会に関連ある事項についての質問書も提出されておりますし、まちづくり総合計画審議会も開かれておりますのでまちづくり総合計画審議会の状況並びに行財政改革の現在までの動きなども含めた、全体の状況について説明を受けてからの方が考えやすいのではないかと思いますので、事務局より説明をお願いします。

事務局： まちづくり総合計画審議会での審議の状況並びに行政改革の推進について、現在までの状況を説明させていただきます。

まちづくり総合計画審議会につきましては、7月27日に第1回の会合が開かれ40名の方が委員の委嘱を受けられました。

9月末の答申に向けて8月以降部会が開催されており、部会は3部会に分かれておまして、周南市まちづくり総合計画・基本計画（案）全6節のうち、推進方策を除く5節を各部会に分け、計3部会で審議が行われております。

第1部会は「第1節 心豊かに暮らせるまちづくり」「第5節 とともに築いていくまちづくり」、第2部会は「第2節 快適に暮らせるまちづくり」「第3節 安心して生活できるまちづくり」、第3部会が「第4節 生き生きと活躍

できるまちづくり」が審議内容となっております。

新南陽地区の方も全部で10名おられます。部会は週1回程度開かれておりまして4～6回の審議を行い9月の上旬ぐらいまでに答申案の取りまとめを行う予定となっております。

各部会とも2～3回の審議を終了している状況ですが、周南市まちづくり総合計画審議会については基本計画も含めて答申をいただくこととなっておりますので、基本構想(案)と基本計画(案)をあわせて審議していただいております。

現在は各委員の方々がそれぞれ意見として述べておられる状況で、まとまったものはありませんが、次回より具体的な各自の意見を書面で提出するようになっていくようです。

各委員の方からは「中身が具体的でない」「大きな考え方の部分が記述されているので意見が言い難い」「実際の事業内容、目標の期限及び実施時期について記述してはどうか」といった意見が非常に多く出されております。

今後は9月末までに答申が行われ、庁内の総合計画策定委員会に答申が諮られ、同委員会にて協議された後に最終案が議会に諮られるという流れになっております。

まちづくり総合計画審議会につきましては以上でございます。

行政改革につきましては「行政改革推進委員会」が立ち上がっておりまして現在、同委員会にて大綱を策定中のため公表できるものはないとのことですが12月議会に「行政改革推進大綱」が諮られる予定となっております。

これに先立ちまして、行政改革の一つである「財政健全化計画」について「財政健全化に向けた取り組み」というものが公表されておりまして、7月26日に議会の全員協議会に諮られ、7月29日に課長以上の職員に説明がございました。財政健全化にむけた基本方針が主な内容となっております。

平成16年度中には「財政健全化計画」を策定することとなっております。財政健全化計画の資料につきましては後ほどお配りいたします。

平成17年度は、26億3千万円の財源不足が見込まれ大変厳しい予算編成になるということで、昨日予算編成についての説明もございました。

行政改革の推進体制につきましては、委員の方より提出いただいております質問書の「周南市の行政改革推進の実態」という部分でお書きいただいております内容のとおりです。

行政改革につきましては以上でございます。

「ISO9001認証取得の取組み」についてのご質問もございましたので

説明させていただきます。

現在「総務課」「税務課」「市民課」で認証を受けるための取組みが進められておりまして、平成17年2月の認証取得を予定いたしております。

本日市長より「品質方針」についての伝達がございます。これは今後の実施方針について担当課の職員に対して指示を行うもので、これに基づき職員が目標設定して運営を行い、市長が適切に実施されているかどうかを判断し2月の認証取得にむけて取り組んでいるといった状況です。

以上でございます。

会 長： 委員の方からの質問書で「新南陽地区地域審議会の位置づけ」ということでの質問もありますので、それについての回答もお願いします。

事務局： 各地区の地域審議会の事務局は、各地域振興課が担当することとなっております。事務局が各地区にあるほうが地区の意見がよくきけるのではないかとということで各総合支所に設けられているのだと思います。

ただ、ご質問は「諮問があった場合には諮問をした機関が事務局を行うべきではないか」との趣旨であると思います。確かに諮問があったときは担当係員が1名ないしは2名程度は出席することが必要かと考えておりますが、事務局については各総合支所で担当させていただければと考えております。

事務局： 昨日、平成17年度の予算編成方針について説明がありましたので、先程の説明に少し補足をさせていただきます。

財政状況については、平成16年度予算編成において財政調整基金を始めとして各種基金より23億3千万円を取り崩しましたが、平成17年度に今年度と同程度の事業を行った場合には26億3千万円の不足を生じることとなるとの説明がありました。

これに基づき、予算編成にあたっては「歳入に見合った歳出」の財政運営を基本とし既存の事務事業については前例、慣例にとらわれず、「市民が本当に必要としているものか」「行政が関与すべきものか」「国、県、市、民間のいずれが担うべきものか」「民間に任せられないか」「事業を継続した場合、どの程度効率性を上げることができるのか」「厳しい財政状況の中で賄うべき歳出かどうか」以上について十分検討した上で予算編成を行うようにとの指示がありました。

具体的には、臨時職員については廃止を前提として見直し、嘱託職員の報酬、配置の見直しを行い現状の2分の1を目標とする。

委託料については職員ができるものは職員が行い、委託が必要なものについても金額の見直しを行う。

工事費については単独事業については思い切った減額を実施する。

各種団体に対する補助金については事業費に対する補助を原則とし、外郭団体に対しては内部での合理化推進を指導するようとの指示がありました。

お手元に新聞記事のコピーをお配りしておりますが、来年度より「枠配分方式」を導入いたしまして、各部、各室に対して予算配分が行われることとなっております。

まちづくり総合計画に掲げられた事業については計画的な推進をはかるものとされており、適正な規模、緊急性、費用対効果等を検討し優先順位をつけて推進するということが説明がありました。以上でございます。

会 長： 事務局より、まちづくり総合計画審議会及び行政改革並びに予算の状況についての説明がありましたが、質問書を提出していただいていた委員の方、今の説明でよろしいでしょうか。

委 員： 私が伺いたい真意は、各委員会、審議会で行われていることを地域審議会ですらだぶっても仕方が無いので、どのようなことが行われているのかを知りたいのですが、行政改革推進委員会は傍聴が許されているのに情報が公表できないというのはおかしいのではないのでしょうか。

事務局： 情報公開の手続きにのっとって公開請求が行われた場合には当然情報公開することになりますが、現在は策定中で公表できる書面がないということだと思います。

委 員： 今後、地域審議会で行財政改革等について意見具申を行うとすれば各論部分について審議しなければ意味が無いと思うので、どういったことが審議されているのか具体的なことを教えていただかないと。

もう一つ質問ですが、予算の配分は全体で26億3千万円を減額して行なうということだが、その方法はどうか。

事務局： 具体的な配分の方法についてははっきりしておりませんが、政策的経費の財源は別枠で残しておき、経常経費について配分を行うということです。

委 員： ということは、部長、室長が当事者となるということですね。

事務局： 第一段階では部長、室長が当事者となり、部単位でおよその配分を決めるということになります。

委 員： 土地開発公社等の外郭団体についても、予算面での指示を行うことになるわけですね。

事務局： 公社の場合は市の予算とは関係ないので、そういったものまでは言及しないと思われませんが。

委 員： 当事者がいないと話が出来ないのです。聞いて分かる人が事務局でないと困るのです。大変失礼ですが、事務局は本庁が担当すべきだと思います。

本来、原稿を書く者が事務局をやるのです。徳山は徳山総合支所がないので

本庁が事務局をやっているが、自分たちが書いて、自分たちが司会をしたところは丁寧に反映する。人間だからどうしてもそのようになるのです。

事務局のあり方からして鹿野、熊毛、新南陽はその総合支所が事務局をやって、本庁の下請けみたいなのが意見をあげてくるから迫力がないのです。

今の説明についても私は担当から説明をしてくれとお願いしている。財政課なりISOの推進本部から直接説明を聞きたい。又聞きでやるのでは迫力がないのです。

委員： 地域審議会を4地区でばらばらにやることの意味はあるのでしょうか。

委員： 合併協定書で地域審議会は地区ごとに設けることとなっているので、各地区の地域審議会をひとつにまとめることはできないのです。

事務局： そもそも地域審議会は地域の事業について意見を言うことになっていますので、地域ごとに設置されることとなります。

委員： 私たちは「まちづくり総合計画・基本構想(案)」について審議をしたのでその際に各地域の実情にそってチェックを行ったのかもしれませんが、実際は総括的に行っていると思いますので、そこに矛盾が生じているのだと思います。

委員： 出だしからしておかしいのです。

事務局： まちづくり総合計画・基本構想(案)については、特に地域の視点からみてほしいとの話が本庁企画課からあったと思いますが、全体を対象としたあれだけの答申が出されるとは予想していなかったのだと思います。

委員： 一体化の醸成という割には、まちづくり総合計画審議会と地域審議会のあり方が一貫していないと思うのです。

私はまちづくり総合計画審議会と地域審議会を二本柱というふうに理解しようとしたのですが。

委員： まちづくり総合計画審議会は基本構想、基本計画のすべてを審議するのです。地域審議会は地域別施策だけを審議するのですが、最初に諮問があったので全てを見たのです。

私が思うに、まちづくり総合計画・基本構想(案)は、まずまちづくり総合計画審議会にて審議し、その後に地域の視点から審議するために地域審議会へ諮問され、最後に事務局がまとめるのが順番だったと思います。それが地域審議会へ最初に諮問されたので、地域別にアプローチするのが難しいため仕方なく全てを審議したのに結果はこのとおりです。虚しいですね。事務局のことについても、やり方が間違っていると思います。

事務局： 現在は、まちづくり総合計画審議会という全体的な視点からの審議をさせていただいておりますが、その前段として地域の視点からみた一体化とはどういったものかという点から、まず地域審議会に対して諮問を行うという手順を取ったのだと思います。

委員： 地域の視点から見た一体化とは何かということに対する当審議会の回答が「地域輝きプロジェクト」だったのです。結果はどうでしょう、全く採用されていない。あれは我々がすごいエネルギーを掛けたものです。もちろん一体性の醸成などということは言われなくてもわかっています。よい周南市を作りたいたいというのは皆同じです。

当審議会は地域のことを言うべきところですし、基本構想(案)の中に欠落しているのは、あえて言うならば「地域の輝きがない」ということです。地域が輝けば周南は輝くではないですか、それが基本だと言いたいのです。いつも一体性の醸成、一体性の醸成ばかりで、あれだけの時間を費やした「地域輝きプロジェクト」は全く採用されていない。

今回の新南陽地区の答申内容の採用率は78%だそうです。「。」や「、」を修正したので。そんなのはどちらでもよいことです。「地域輝きプロジェクト」と「行政改革」こそ周南市が今最もやらなければやらないことです。

「地域輝きプロジェクト」が採用されなかったことについて私は本当に怒りを覚えます。地域審議会とは一体なんなのか。私はこんなことをやるのなら地域審議会を解散もしくは条例廃止手続きをすべきだと思います。

百歩譲って、仮に「地域輝きプロジェクト」を盛込んだら周南市役所に何か不都合があるのでしょうか。そこを私は聞きたいのです。これだけ熱意のあるものが提出されていながら……。再答申して基本構想へ盛込んだらどうですか。すごくよいものが出来る。それを不採用とは……。私は許せないと思います。

それなら地域審議会はいらないと思います。まちづくり総合計画審議会も地域審議会も条例で「基本構想を諮問する」と定めてある以上、どちらが上位でも下位でもなく同等であるはずです。「地域輝きプロジェクト」を盛込んだらどれだけの不都合があるのか。さらに会長に対する対応が対応で……。基本的にやり方が丁寧でない。議会が開催中であれば夜もあるのだから。今日でも来て説明をするのであれば少しは誠意も感じられるが。「何を前ら言うか」という態度がみえみえだ。

これから意見具申をしても、そういった事務局の対応であればやらないほうがよいと思います。財政が逼迫している状況で市役所も努力していることは理解できるし、もっとピアールしてほしいと思うが、地域審議会をこれだけ無視されるということには本当に怒りを覚える。

事務局： その点につきましては、最初に私からお断りをさせていただこうと思っておったのですが、形として課長補佐が対応にあたったということは大変失礼なことであったと思います。事情を聞いてみますと、まちづくり総合計画審議会が7月27日に予定されており、21日からは議会の一般質問が予定されており

ましたので各地区会長の皆様への説明を7月20日とさせていただいておりましたが、一般質問の日程が急遽20日からに変更されたため部次長の出席がかなわず、日程の変更も困難であったため結果としてあのような対応となったと聞いております。

どのような事情があったにせよ課長補佐が対応をしたという事実は変わりません。これについては大変申し訳なく、あらためてお詫び申し上げます。

委員： 徳山動物園の象がねずみを踏んだそうです。ねずみは死んでしまったが、象はねずみを踏んだか踏まないかわからなかったそうです。

同じことではないですかね。失礼だと思いますよ。

事務局： 総合計画策定委員会の際には、新南陽地区地域審議会の答申内容については「地域輝きプロジェクト」と「行財政改革における期限と数値の明確化と情報公開」が最大のポイントであることについて説明を行いましたし、市長も理解を示されました。

しかし「地域輝きプロジェクト」並びに「行財政改革」については、あえて基本構想(案)に盛り込まなくとも実施することは必須のものであるとのことで、いずれも今回基本構想(案)には盛り込まれませんでした。

結果的にこのような形になったことについては、皆さん大変ご不満もおありだと思います。

委員： 同じようなことをやるというのであれば、これだけ一生懸命皆がやってきたのだから、地域審議会の顔を立てればいいではないか。なぜ顔を立てないのか。

委員： 他の地区からは「地域輝きプロジェクト」と同様の内容のものは提出されていないので、新南陽地区だけでなく他の地区からも出ていけば、これに託した我々の熱い思いが・・・。

委員： ですから答申を差し戻すので、他の地区も同様のものを出しなさいというのが委員の意見です。鹿野、熊毛、徳山地区も同様の意見があるのであれば出して、それをまとめて再度答申しましょうということです。

委員： 事務局がどのような説明をされたか知りませんが、これに対する我々の思いが分からないので、そのような対応になっているのではないのでしょうか。

事務局： だからこそ私も総合計画策定委員会において説明を行ったのですが、事務局としては「地域輝きプロジェクト」「行財政改革」については基本構想(案)に盛り込まずとも実施をしていくのだとの認識を持っており、他の答申内容についても盛り込めるものについては盛り込んだとの自負があったのだと思います。

委員： 例えば、各地区より当審議会と同様の「地域輝きプロジェクト」の意見が提出された場合には、事務局はどのような取り扱いをしたのでしょうか。

事務局： 各地区から同様の意見が提出されていけば、また違った取扱いになったのかも分かりませんが、これについては新南陽地区からのみ提案があったもので、

これを各地区全体に広げることは各地区とも既に審議は終了しており、作業的にも難しいとの判断がなされたのではないかと思います。

「地域輝きプロジェクト」については新市建設計画を中心としてまとめてありますので、あえて基本構想(案)に盛込まなくてもよいのではないかとこの意図があつてのことだと思ひます。

委員： 会長以下、他の委員の皆さんはどのように考えておられるか、地域審議会のあり方についても含めて皆さんの意見を伺いたひのです。

事務局： 当審議会より答申された「地域輝きプロジェクト」と同様のものが実質的に行われるとすれば、基本構想(案)に盛込まれなかつたとしても、結果として皆さんよりいただいた答申は反映されているということになるのではないかとと思ひますし、事務局もそのように認識していると思ひます。

会長： これに関しては皆さんそれぞれご意見がお有りだと思ひますが、私は以前もお話ししたように、大筋において我々の意見は受け入れられていないと判断しております。

当審議会の答申内容のメインは「行財政改革の推進」と「地域輝きプロジェクト」であつたわけで、この二点を受け入れられていないことについては非常に残念に思ひます。

もう一点、諮問に対する答申の関係について、これは今回のことに限らず私も首を傾げるのですが、我々が答申したことについて事務局が査定するような形は本来そうあるべきではないのではないかとと思ひます。

まちづくり総合計画審議会があるのですから、我々の意見をそのまま提出して審議会で審議をしてもらひ、最後に事務局がそれを総合して最終案を提出し説明を行うべきではないかとと思ひます。事務局が査定を行うような形を取るので、何か違和感があります。

答申は非常に重要なものであり、地域審議会の答申の後に、今度はまちづくり総合計画審議会が全体の視点に立って審議するのですから、これに対して地域審議会の意見を「丸投げ」して結構ではないでしょうか。

何か一段階ごとに査定をされるような形は答申を重んじるという姿勢からは遠く、我々には受け入れがたいものがあります。

答申の取扱いについて、再度市長に協議を申し込んでどうかとの委員の方からの意見もございましたが、答申書を提出する際に答申書を重んじていただけよう市長に直接話もしてありまして、何度も同じことを言うのはおかしいことですので再協議の申込みはいたしませんでしたが、諮問と答申についての考え方が違うのではないかとと思ひます。

受け入れられないのであれば受け入れられないで、もう少しやり方を工夫していただければよかつたのではないかとと思ひます。

事務局： 各地域審議会よりいただいた意見を、事務局が全体をみて素案を作成し、その素案を庁内の総合計画策定委員会にて協議した上で、最終的な意見をまちづくり総合計画審議会に提出するという手順となっております。

ご意見にありましたように、地域審議会からいただいた意見をそのまま、まちづくり総合計画審議会に提出することは、行政の立場からいたしますと総合計画審議会に混乱を生じさせるとの意識があったのではないかと思います。

よって前段で総合計画策定委員会にて取りまとめを行い、地域審議会よりいただいたご意見につきましては補足資料としてまちづくり総合計画審議会へ提出し、地域審議会での審議の内容についても見ていただき、審議の参考にしていただくという手法をとったのだと思います。

会 長： 今回の場合は「丸投げ」でもよかったと思うのです。まちづくり総合計画審議会が無ければ別ですが、今回はそうではないわけですから、地域審議会でご覧がいろいろ審議されたものをそのまま提出してもらって、まちづくり総合計画審議会でご審議していただくことも方法論の一つとしてあったのではないかと思います。

事務局： その部分は少し考え方が違って、地域審議会での審議内容は補足資料として提出されています。

委 員： それは考え方が違うと思いますので、あえて反論いたします。

役場の中の部長級で作った委員会が、地域審議会が提出した意見を査定する。そんなことはあり得ない。

いいですか、地域審議会は合併の経緯の中で非常に重要だとの判断で設けられた審議会です。今回のまちづくり総合計画・基本構想（案）は市内部で検討された後に各地域審議会へ市長より諮問されたもので、各委員も市長から委嘱されたのです。特別に。

それが一生懸命審議して意見を提出したら、庁内の委員会で査定されて「地域輝きプラン」も「行財政改革の推進」も採用されていない。それは認識違いだと思う。

会長も言われたように、両論併記もあるのですから。両論併記すればいいじゃないですか。

事務局： ですから地域審議会での審議内容については補足資料という形で・・・。

委 員： 補足資料として提出するというのは両論併記ではない。付録だ。両論併記であれば両論併記と書きなさい。

事務局： 地域審議会の答申内容については資料として提出しております。

委 員： 付録は付録でしょう。まちづくり総合計画審議会へ市長が諮問されたものではないでしょう。私が言っているのは、この地域審議会での答申内容を両論として併記して、まちづくり総合計画審議会へ諮問すべきだということです。

それで、まちづくり総合審議会にて我々の意見が採用されないというのであればそれは仕方が無い。

事務局： 事務局としては盛込めるものは最大限盛込んで、そこで盛込めないものもありましたので、地域審議会の答申内容については補足資料としてまちづくり総合計画審議会へ提出して、審議する際の材料としていただこうとの姿勢はあったと思います。

会 長： 例えば表現の違いや、若干の補足等については事務局で取りまとめをされるのはよいと思います。

しかし、答申書の前文にも書いた地域審議会として重きを置いてほしいと述べた部分については、表現の違いの修正や補足の部分とは価値が違いますのでそれはそのまま各地域審議会の意見として、まちづくり総合計画審議会への諮問に盛込んで然るべきではなかったかと思えますし、内心ではそのようになるのではないかと期待はしておりました。

何もかもを丸投げするというのでは語弊があると思いますが、地域審議会として重要であると言っている部分が十分盛込まれておらず、本来あるべき姿と逆になってしまっているのではないのでしょうか。

事務局： 事務局として審議した側にそのあたりの認識違いがあったのかもしれませんが、それを埋める意味で総合計画策定委員会にて、地域審議会での審議並びに答申においてどこに重点が置かれてということについて説明をさせていただきましたし、それに対しては基本構想(案)に盛込むことは出来ないが、実質的には新市建設計画も行財政改革についても推進していくのだとの回答でした。

委 員： 例えば行財政改革についての取組みについては、行政改革大綱や実施計画を策定する最中ですので、これに関しては皆さんにも意見を伺いたいのですが、今の段階で意見具申の形でそれを出すのが適当なのか。内容が公表されてどういうことをやるのかといったことがはっきりしてから、内容に対して不満があればそのときに何らかの手段を講じることは出来るのではないかと行財政改革については思うのですが。

二つ目は、財政が逼迫しているということで新市建設計画についても実施延期、投資の抑制、内容の変更等の見直しがありうるということで、これについては当然見直しが行われると思いますので、これに関しては新南陽地域が不利益にならないように、地域としてやるべき事業、やって欲しい事業については当地域審議会として意見をまとめて意見具申をすべきではないかと私は思うのですが。

委 員： 「他の委員の方の意見を」とのお話がありましたので、私なりの意見を述べさせていただきます。私は公募での委員なのですが、地域審議会に参加させて

いただいたのは自分なりに新しく合併して出来た町、自分が生まれ育った町で何が出来るのかということで、自分の出来ることがあれば協力したいという思いと、もう一つは公平性という立場から、実際にこういった審議がどのように行われ、どのように反映されていくのかということをも市民の立場から客観的に見てみたいとの二つの思いがありました。

実際に議論に加えていただいて、非常に大きなレベルの差というものを感じ、あまりにも知らないことが多いので積極的に議論に入っていきえず勉強不足を痛感しました。一方では議論の中で勉強させていただいたことも多かったですし、自分でも書物をひもといてみたりといったこともしてみましたが、なかなか追いつきませんでした。

そういった中でこれまでの議論や、答申に対する取扱いの経緯を見るに、本当に公平透明な形で問題が取り扱われているのかという点について、一公募委員の立場から見て、例えば周囲の人に対して「地域審議会ですら十分議論を尽くした結果が反映されています」「行政に任せておけば大丈夫です」とは言えない状況にあると痛感しております。

総合支所から本庁に行き、本庁でも幹部職員になるにしたがって市民との温度差が大きいままで残っているというのが非常に残念に思います。そういった人達に我々と同じような意識レベルまで降りてきてもらって、同じ目線で物事を言い、考えてもらうことによって、我々は本当に行政に対して施策を託すことが出来ると思います。

今は意識を一番変えて欲しいと思います。私がもし意見具申を行うとすればまず意識を変えて欲しいということです。意識を変えて動機付けがきちんと出来れば行財政改革であろうと何であろうときちんと進んでいくと思います。

具体的に皆さんのレベルまで至っておりませんので細かい施策についての意見は持ち合わせていないのですが、一番大きな精神的な認識の部分で非常に憤りを感じておりますし、これについては皆さんと同じであろうと思います。

事務局： 今のお話に関連しまして、先程他の委員の方からもご指摘をいただいたのですが「レベルの差」ということについて、お話の中には本庁と支所の職員のレベルの差ということも含まれてくると思いますが、こういった場で各委員の方々からいただいた質問に対して回答が出来ないということについてのご指摘に対して大変恥ずかしく思っておりますし、そのことで本庁の担当者に来てもらわなければならないといったことでは我々としても大変情けないことでもありますので、我々で十分お答えが出来るようにしておかなければならないと思っております。

今後の支所の職員に対する課題を一つ見つけたように感じておりますが、本庁に聞かなくては分からないといったことは絶対になくしていかなければなら

らないと考えております。

支所にもスタッフは揃っておりますので、先程の行政改革やISOの認証に関しての進捗状況や内容について、本庁の担当者に代わって回答が出来るようにしておく必要があると思いますし、本庁の者が来なければ駄目ではないかと言われることが我々としては一番情けないことであるので、今後は十分お答えが出来るようにしていきたいと考えております。

委員： 担当部門を呼ぶことは、決して恥では有りません。事務局が全てを知っている訳ではありませんから。我々は担当部門から直接話しを聞いて理解を深めたいだけです。

担当部門を呼ぶことは恥ずかしいことでもなんでもありません。会社でも会議をやれば事務局が社外からでも担当者呼びます。それは全然恥ずかしいことではありませんので、その点は取り違えのないようお願いいたします。

事務局： 担当者が来られないのであれば、事務局である我々がよく確認しておく必要があるのではないかと思います。

委員： 担当部門から直接聞きたいのです。なにも事務局が恥ずかしがることはありません。担当部門を呼べばいいのですから。

担当部門を呼びにくいのでしょうか。委員会は一番詳しい人を呼んで話をしなければ・・・事務局は進行役ですから。会社であればそう思うのですが、皆さんはどのようにお考えでしょうか。

会長： 今のことに関連して意見がございましたら。

委員： 委員の方からもお話があったように本庁は説明不足で、全て不明瞭でして、説明の点で一方的に「これが決まったから」といった形で、支所の担当に聞いても経緯が全く分からないといった例がこれまでも非常に多いのです。

先般、助役に会ってその話をしましたところ、助役からは「説明不足で申し訳なかった。今後はこのようなことがないようにする」との話がありました。なかなか直っていない。

報酬審議会でも同様でした。報酬の問題でも職員を審議委員の家庭に出向かせて「こう決まりました」と説明されただけで皆さん納得されますか。少なくとも一度審議会を開いて市長自らが出席をして説明を行う。それぐらいの礼を尽くしてもよいと思う。

今回のことについても課長補佐が対応して終わり。それ以降なんら対応をしないというのは、これは旧徳山方式です。

しっかり発破を掛けて良い形にしないと。このままでは何年たっても直らないと思います。

新南陽地区でこれだけ時間をかけたものを簡単に不採用にするとはい。むしろ地域審議会を解散した方がよいくらいだ。

事務局： お話の件につきましては、本来でしたら部長がこちらに参りまして説明を行うのが丁寧な対応であったかと思えます。

委員： やはり意識の問題です。今回のことでも、こんなにもめなくてもいくらでも方法はある。

せっかくこれだけ議論してきたのを「よくやってくれた。だがここだけはこうさせてくれ」と言うのであれば嫌とは言いはしない。

それが会長を呼びつけておいて、忙しいなどと理由をつけて若いものに対応させて。理屈ではない。夜もあるのだから。そちらの事情は理由にはならない。今回の対応の仕方はあんたたちの負けだ。

事務局： 当初、我々の方できちんと気配りをして話をしておくべきでした。気配りが足りませんでした。

委員： 本庁はあまり来て説明したがりません。それで一方的に決めて「これをやれ」というやり方です。

事務局： 合併をして一年ですので、まだ「徳山方式」「新南陽方式」というように混沌としている状況ではあるのですが、よいものは残していくということで、周南市としてどうすべきなのかという議論をしていかなければならない時期であろうと思えます。

お話のようにいろいろとご不満な点、行き届かない点もあるかと思えますが今後は人事交流等も通じて改善されていくものと思っております。

会長： そういった意識を中間管理職の方が持っていない、会社組織においてはなかなか思うようにならないです。やはりトップが意識を変えることが一番早いと思えます。

市長が地域審議会に対して諮問をしたのですから、各地区の地域審議会の答申に対し短時間でもよいですから、各地域審議会の委員を集め、市長自ら感想を述べていただくような機会があればよかったですのではないかと思います。そうすれば今後の諮問・答申といったものでもうまくいくのではないかと思います。

委員： そういったことを市長に助言するブレーンがいればよいですね。

会長： 市長も助役もタウンミーティングなどだけではなく、どんどん市民と直接対話をする機会を設けるようにしていけば、市長の味方が増えるのではないのでしょうか。

事務局： 行政もレベルアップを図っている状況ですが、それ以上に市民の方々のレベルがどんどん上がっており、お持ちの情報の量・質も以前とは全く違いますので、行政が旧来のようなやり方をしていたのではとても市民の方々のレベルについていけないといった状況で、まさにそれがこの場に出たのかと思えます。

しかし軋轢を繰り返しながら少しずつでも行政のレベルを上げることに繋がればと考えております。

会 長： そう願っております。同じことを何度も繰り返していると市民の参加意識が離れていきますので。

事務局： そういった意味では、新南陽地区の地域審議会はかなりレベルが高いということは周南市役所内でも定説となっているのですが、まさにそのことが行政と市民意識とのレベルの差として、こういった軋轢を生じた要因かとも思っております。

ただ、皆さんにとっては非常に不本意であると思いますがこれは決して無駄ではなく、今後もそういったご意見をいただくことが必要なのではないかと思います。

(2) 今後の意見具申の方法、内容について

会 長： 少し話を戻させていただきます。意見具申ですが、前回新南陽地区の重点施策について具体的に意見を述べるという方向でお話をしましたが、これに関してはいかがでしょう。

重点施策について順位付けをすることは難しいし、弊害も出るとありますのでこれは避けたいと思っております。ただ「これとこれは重要ですから是非やっていただきたい」ということを意見具申として述べておくことは重要であると思っておりますので、具体的なものを皆さんから提出していただきたいと思っております。

もう一つの選択肢として、地域審議会として意見具申は行わないということもあると思っておりますが、私は地域審議会として新南陽地区の重点施策について意見具申を行うべきであると思っております。

委 員： せっかく盛り上がっておりますので、意見具申すべきだと思います。

会 長： 行財政改革については「行政改革推進大綱」が12月に議会に提出されれば、目標や期限も明記しますと言っていましたので内容もはっきりするでしょうから、これについては「行政改革推進大綱」が提出されてからでよろしいのではないのでしょうか。

我々はプロジェクトを推進する上で、行財政改革は課題であるとの認識で答申したのですが、事務局は課題ではなく必須のものだとの認識でした。提出された内容を見てからでないとわかりませんので、それから意見を言うべきではないかと思うのですが。

委 員： 一つだけ私が言いたいのは、周南市が50%以上出資している外部団体が21あるのですが、この中で人件費を含むところ一つくらいに的を絞って理事長などを呼んで意見を聞くといった勉強会をやってもよいのではないかと思います。

っています。

「隠れ行革」というのがありまして、この部分をきちんと一本釘をさしておく必要がある。地域審議会としてもやっておくと効果があると思うのですが。ただ、全体の方向性としては会長が言われるとおりで結構でございます。

事務局： 地域審議会としてそれが出来るのかという点はあると思うのですが。

会長： 確かに外郭団体の整理はやって欲しいと思うのですが。もちろん然るべき補助は補助としてやる必要があると思いますが。

委員： 本庁で地域の施策について立案する際に、地域審議会に対してどちらを優先すべきかといった問合せはありませんか。

事務局： 難しいと思います。

委員： もっぱら枠配分で、担当部長が順位を決めるのですね。

事務局： 担当部長と各総合支所での協議となります。

会長： 枠配分方式は個人的にはよい方式だと思うのですが。後はやり方の問題で責任者の資質、見識が問われることになるのでしょうから。

事務局： 今回初めての試みですので、基本的には事業の縮小、廃止といったことが議論の中心となってくると思います。

会長： だからこそ、逼迫した状況のなかで何を廃止するとかということが部長の見識であり、それが大事なのだと思います。それは絶対にトップポリシーなのです。

委員： それと、なぜそれを廃止したのかということに対する説明責任があり、そこで部長の資質がはっきりする。

委員： 平成16年度は予算に関しては本庁の言いなりで、支所では全く分からない。そういったことではいけないので支所も一緒になって予算編成をすべきだ。

会長： 少し話しが脇にそれましたが、本題に戻りまして意見具申についてはどのようにいたしましょう。他の委員の方でご意見はございませんか。

委員： 我々の意見がとおらないとしても、意見具申は行うべきだと思います。

レベルの高いお話ばかりで私も理解をするのに一生懸命でしたが、経済面での話はほとんど出ていませんでしたので、もう少し企業や商工会が元気になるような構想を練っていただければよかったのではないかと思います。

会長： 個人的な意見ですが、周南地区はかつての景気のよい時期にもう少し工業を大事にすべきではなかったかと思っています。

確かに一面では公害の問題がありましたが、それが強調され過ぎて、もう一面の財源としていかに多大な貢献をしているのかということが市民にアピールされることがなかった。

こういった点については、行政がきちんとピーアールすべきではなかったか
と思います。先進県はトップがもっと熱心だと思います。

周南市は工業立地都市と言いながら、企業と行政の関係が薄いような気がし
ます。もっと大事にすべきことだと思いますし、市長が各企業を訪問されコミ
ュニケーションを密にされる、或いは地域審議会に顔を出されて生の声を聞く
といったことをされればだいぶ違ってくるのではないのでしょうか。

事務局： 市長は現在各企業を回って意見交換を行っており、そこで非常に厳しい意見
もいただいております、市長も厳しい現状について痛切に感じているとの話
もございました。

会 長： それを一回だけでなく何回かフォローしていただければよいと思います。
あまり地域審議会の役割が広がってしまいますと、意見も広範なものとなっ
てしまいますが、こういったことも必要なのかもしれません。
他の委員の方でご意見がありましたら。

委 員： 意見具申も必要とは思いますが、委員の方から提出されている意見書の中で
「和田地区が無院地区にならないように」との意見は、長沼医院さんが閉院さ
れることを認識されてのご意見でしょうか。

委 員： いえ、以前勉強会ででた事項をまとめたものです。

委 員： 長沼医院さんは和田地域を越えて総合病院並みに医療活動に貢献されてい
たのですが、体調不良のため出来れば今月中にでも閉院したいとの意向を持っ
ておられるとのことで、現在後継となる方を探しておられるとの話も聞いており
ます。

以前、平成12年8月12日に行われた「合併を考えるまちづくり懇談会」
の際に10項目以上の要望書を説明させていただき、長沼医院さんの後継問題
についての対応に関しても要望したのですが、その際の市当局からの回答は
「現時点では対応については考えていない」とのものでした。

今思えば、当時から長沼先生と協議を進めていけばもっとスムーズに対応が
出来ていたのではないかと考えております。

本庁、総合支所でもこの問題については考えておられるとの話はうかがって
いますが、和田地区でも相当の数の方が利用しておられるので早急な対応が必
要だと思います。

事務局： 現在、徳山医師会を通じて会員の皆さんに呼びかけをいただいている状
況です。

委 員： 現在の施設はそのまま使用してもよいとの条件で探しておられるとのこと
でしたが、素人考えでもなかなか難しいのではないかと考えているのですが。

会 長： 予算編成の時期が早まりましたので、意見具申を行っても予算編成には間に

合わない可能性が十分ありますね。

事務局： 10月29日を期限として、各所管課から財政課に予算要求書を提出することになっております。

会長： 平成17年度に予定されているような予算に関連してのことではなく、少し長期に亘る事柄について意見具申を行っておくほうが、何もしなかったというよりはよいのではないかと考えているのですが、皆さんはいかがでしょうか。

委員： いろいろ考えてみると意見具申をするのは難しいですね。地域審議会は周辺地域が見捨てられないかとの懸念から設けられているという原点から考えると、和田地区の病院の問題などは大きな問題だと思います。これは診療所方式とか・・・どういったことを考えているのですか。

事務局： 既存の施設を利用して、どなたか代替りの医師の方に診療をしていただきたいとの意向です。

委員： 大学病院などに依頼しても難しいのですか。

委員： 結局、儲けになるかならないかではないでしょうか。

委員： 市民病院の分院という形にすると各地区に設けるという話になりますから難しいですね。やはり後継者を探すしかないですね。

委員： 数えたことはありませんが、毎日50人ぐらいは診察に来ていると思うのですが、それが内科も外科も整形外科も、それこそ産婦人科以外はすべて診られるといった状況です。

委員： 会長、地域審議会としてもう一回エゴの原点に立って意見を述べていかなければならないと思うのですが。

方法論としては各部長とミーティングのようなものを開いて来年度の計画、問題点、課題等について説明を受け、地域審議会として意見具申すべき点を見出していくということでいかがでしょうか。

せっかくの地域審議会が機能しなければ今でも寂しい新南陽がどんどん寂しくなっていくので、元気を取り戻すために行政と一体となってやっていく必要があると思います。

何が問題で、何が課題かということはなかなかわかりませんので、総合支所の各部長をお呼びして勉強会をさせていただけないかという申し入れをしてはいかがでしょう。

委員： 私も意見具申はすべきだと思います。どれくらい地域審議会の意見具申が尊重されるかは不透明ですが、そういった努力を繰り返し行っていくことは必要だと思います。

委員の方から意見書も提出されていますので、いくつかテーマを作成し担当部長から説明を受けた中から皆で選定して、それについて意見具申してはいかが

がでしょうか。

会 長： 個別の事業計画については事務局より資料を提出してもらっていますので、その中で予算措置に関連してどの事業から着手すべきなのかということについては各部課で検討しているでしょうから、それを聞かせていただければ参考になると思います。その辺りを把握しておかないと我々もやり難いですし。

少しでも新南陽地域のプラスになるように役割を果たすべきだと思うのですが。

委 員： 今回の合併特例債についても使途については議会にも知らされていないと思うのですが。

「徳山駅前の再開発に使用されるのかな」などと勝手な推量で思いますが、例えば新南陽地区で考えられている生涯学習センターなどといったもの建設も新市建設計画では挙げられていますが、一方では箱物は必要ないとの意見もありましたし。

そういったことも含めて、どれだけのお金を何に使うのかということが我々のところには全く情報が入ってこないですね。

委 員： 光市・大和町は、合併特例債は必要ないと言っています。あれは国のまやかしです。地方交付税の算出根拠は全く曖昧で、7割はもらえるとんでも補助金ではないので額の保証はないのです。

国は制度として合併を促進するために「にんじん」をぶら下げたのだと思いますが、あまり鵜呑みにしないほうがよいと思いますし、そういった原点に戻ってものを考える方が正しいのではないかと思います。

委 員： 議員の中には「どんどん使わなければ損だ」と言う方もいますが。

委 員： もう一方の意見としてあるのがお話の件です。必要度、重要度の高い事業でどうしてもやらなければならないものについてはいずれ相応の予算措置が必要となるのだから、合併特例債という有利な条件のものがあるのならばそれを使ってやりましょうという考え方です。

委 員： 先程、委員の方から提案のあった総合支所の部長と勉強会を行うということについては可能でしょうか。

事務局： 地域審議委員の方々と意見交換を行うことは重要なことだと考えておりますので問題ないと思います。

委 員： 本庁の部長とやらなければ意味がないではありませんか。

委 員： ここは新南陽地区の地域審議会で新南陽として本庁に要求しようとするので、新南陽の地区で何が重要で何が課題なのかということをお勉強させてもらって、総合支所と一体となって行政は予算要求をする、地域審議会は意見具申を行うという両面でのアプローチをするということです。

委 員： 受けていただけるかどうか。

- 会 長： 受けていただけそうな雰囲気でしたが。
- 事務局： 勉強させていただきます。
- 委 員： そうしていただけると有難いですね。我々には情報もありませんし、あまりピント外れなことを意見具申しても恥ずかしいですし。
- 会 長： 「学び・交流プラザ」にしても全然わかりませんね。
- 委 員： 全然わかりませんし具体的な構想もないのだと思いますよ。
- 会 長： 「学び・交流プラザをしっかりとやりましょう」と言っても内容がわかりませんから、なにかアドバルーンを揚げようとしても迫力がありませんし。
では勉強会については事務局と相談しながら進めるとして、新市建設計画の「21リーディングプロジェクト」前回事務局より提出してもらった資料を参考として、各自で3～4つの事業をピックアップしていただいて、それを持ち寄って多いものから勉強会をしていきましょう。
- 委 員： 総合支所の部長に参加していただいてでしょうか。
- 会 長： テーマに応じて担当部長に出席してもらって手始めとしてはその辺りからやっていきましょう。

(3) 次回の開催日程について

- 会 長： 本日はやや総花的になりましたが、事務局の方から次回の日程について提案をお願いしたいと思います。
先程の課題はそんなに時間は要しないと思いますので、本日欠席の方については明日通知を出していただくとして、今月末までに提出していただきましょう。項目だけで構いませんので。
それから各担当部長に出席を依頼する必要がありますので9月の第2週のあたりでいかがでしょうか。
- 事務局： 9月議会の最終週にあたりますので、9月17日(金)か21日(火)でいかがでしょうか。
- 会 長： では次回は9月17日(金)ということで。
(日程は21日(火)に変更)
各部長のご都合もあると思いますので一応仮決定ということといたします。本日はありがとうございました。

上記は会議の経過の要点を記載したもので相違ない。

平成16年 月 日

新南陽地区地域審議会 会長